

## —相対的剥奪指標と社会的排除指標—剥奪指標と排除指標について

### 1. 相対的剥奪指標

#### ①タウンゼントの相対的剥奪指標

相対的剥奪（貧困）を測るための最初の指標は P.タウンゼントによって提示されている。

安倍彩は「タウンゼントの開発したオリジナルの相対的剥奪指標は、いたってシンプルである」として、『まず、12 の生活活動を行うために必要と考えられる 60 の項目をリストアップし、それらの所有（項目が活動の場合は、その活動をしているか否か）を調査対象者に問い、yes の場合は 1、no の場合は 0 とした二値変数のリストを得、それらを単純に加算したものを相対的剥奪指標と定義している。』と説明している。

さらに「このオリジナルの指標は、非常にわかりやすいものであるが、それに対する批判もいくつか存在した。そのため、相対的剥奪指標は、その後のイギリスの貧困研究の歴史の中で徐々に改善され、洗練されてきた。オリジナルの指標と改善された指標の主な違いは以下の 3 点に集約される。』と纏めている。

その三点とは ①恣意性の排除（研究者の選んだ項目の妥当性と恣意性の指摘）に対しては、予備調査をして、その社会で絶対に必要な事を調査して項目を設定する。②欠如は個人の選好か、強制されたものか——菜食主義ゆえに肉を食さないのか、お金が無いからかなど——に対しては、持つ事ができないと持ちたくないを区別する。③各項目の重要性の区別がない、に対しては、係数をかけて必要な項目へは重み付けをするとしている。

タウンゼントが当初用いた相対的剥奪指標の 12 の行動は 1970 年代のイギリス社会における平均的な生活様式を表すと思われる、それは下記のとおりである。この「剥奪指標」は低所得により制約を受ける生活様式、そのためにおこる社会行動への制約を把握しようとする指標として理解できるであろう。

尚 1 2 の行動は下記のとおりである。

- (1) 過去 12 ヶ月の間に 1 週間の休暇を家の外で過ごしたことがない。
- (2) ( 大人のみ) 過去 4 週間の間に親類・友人を家での食事・軽食に招いたことがない。
- (3) ( 大人のみ) 過去 4 週間の間に親類・友人の家を訪ねて食事・軽食をとったことがない。
- (4) ( 15 歳未満の子どものみ) 過去 4 週間の間に友人を家に呼んで遊んだり、お茶を飲んだりしたことがない。
- (5) ( 15 歳未満の子どものみ) この前の誕生日にパーティーを開かなかった。
- (6) 過去 2 週間の間に娯楽のために午後または晩に外出したことがない。
- (7) 1 週間に 4 日以上新鮮な肉を食べる（外食を含む）ことがない。
- (8) 過去 2 週間の間に調理された食事を食べない日があった。
- (9) 1 週間のうちほとんどの日に、調理された朝食をとっていることはない。
- (10) 家には冷蔵庫がない。
- (11) 通常、4 回に 3 回は日曜日に肉を食べることがない。
- (12) 日常生活に必要な室内設備がない。」

② 安倍彩による「日本の相対的貧困指標」

また安倍彩の平成 15 年度『社会生活調査』項目は下記のとおりである。

表1 相対的剥奪指標に用いられた項目とその普及率社会的必需項目（16項目）

		普及率	100%-普及率
設備	電子レンジ	98.4%	1.6%
	冷暖房機器（エアコン、ストーブ、こたつ等）	99.1%	0.9%
	湯沸器（電気温水器等含む）	96.4%	3.6%
社会生活	社会生活親戚の冠婚葬祭への出席（祝儀・交通費を含む）	97.2%	2.8%
	電話機（ファクス兼用含む）	97.9%	2.1%
	礼服	97.2%	2.8%
	1年に1回以上新しい下着を買う	92.2%	7.8%
保障	医者にかかる	98.2%	1.8%
	歯医者にかかる	97.2%	2.8%
	死亡・障害・病気などに備えるための保険（生命保険、障害保険など）への加入	91.9%	8.1%
	老後に備えるための年金保険料	93.9%	6.1%
	毎日少しずつでも貯金ができること	75.0%	25.0%
住環境	家族専用のトイレ	98.8%	1.2%
	家族専用の炊事場（台所）	98.9%	1.1%
	家族専用の浴室	97.8%	2.2%
	寝室と食卓が別の部屋	95.0%	5.0%

\* 普及率=自分の意思、選択により欲しくない場合は分母から除く \*分析において関連付けられている事項(年代、配偶者の有無、年収) ([http://www.ipss.go.jp/publication/j/DP/dp2005\\_07.pdf](http://www.ipss.go.jp/publication/j/DP/dp2005_07.pdf))

相対的剥奪（貧困）指標は、基本的には低所得による生活財の不足から引き起こされる生活様式における社会内格差、そして社会的行動の制約の度合い、それら不平等に晒されている状態、程度を、相対的剥奪（貧困）として把握する指標であると考えられる。

2. 社会的排除と排除指標

①社会的排除（当ブログの{新しい貧困・社会的排除}を参照して下さい）

「社会的排除」は1980年代にフランスで発展した新しい貧困概念であり、経済のグローバル化の中で起こった先進国労働市場の不安定化の中で、社会の主要な関係(職場、家族、地域社会など)から次第に排除されて生活困難に向かう状態をあらわしている。それは失業、医療制度など社会サービスへのアクセス、住宅事情、教育、コミュニケーション力などの累進的な喪失の結果であり、「人間生活の諸領域における不安定化を視野に入れるために広

い概念として使用された<sup>1</sup>」と説明されている。

そして社会的排除は「まずもって政治やマスメディアの世界で普及した概念であって、特定の理論家によって綿密に練り上げられた社会科学の概念ではない<sup>2</sup>」とされる社会学的概念であり、この概念は1990年代のEUの社会政策の転換におけるキー概念として採用され、また「ILO（国際労働機関）が採用するようになり、アジア開発銀行への政策提言の枠内でアマルティア・センがこれのアジアへの適用可能性を主張した[sen2000] ことによって、EUを越えてグローバルな適用力を獲得するにいたっている。<sup>3</sup>」とされている。

各国の実態としての排除はその社会の文化や産業構造によって焦点を異にしており、都留は2005年の段階で「排除は貧困に代わって政策レベルでも、さらに社会学者たちも使用するようになったが、その今日的な概念はまだ定まっていはいない<sup>4</sup>」とする。社会的排除は貧困を①多次元的問題②力動的な概念③累進性に注目してとらえており、様々な機関がさまざまな観点を設定し得る、個人を取り巻く社会関係性に焦点づけた新しい貧困である。

## ② EUの社会的排除規定

社会的排除が「政策上のキーコンセプトとして真正面から掲げられたのは、欧州委員会が1992年12月23日に発表した文書「連帯の欧州を目指して：社会的排除に対する闘いを強め、統合をうながす<sup>5</sup>」による。そのEUの規定を下記に紹介する。

「社会的排除は、過程と結果としての状態との双方を指すダイナミックな概念である。〔中略〕社会的排除はまた、もっぱら所得を指すものとしてあまりにもしばしば理解されている貧困の概念よりも明確に、社会的な統合とアイデンティティの構成要素となる実践と権利から個人や集団が排除されていくメカニズム、あるいは社会的な交流への参加から個人や集団が排除されていくメカニズムの有する多次元的な性質を浮き彫りにする。それは、労働生活への参加という次元をすら超える場合がある。すなわちそれは、居住、教育、保健、ひいてはサービスへのアクセスといった領域において感じられ現われるのである<sup>6</sup>」

---

1 田中聡子

[http://ci.nii.ac.jp/els/110007058863.pdf?id=ART0008993791&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order\\_no=&ppv\\_type=0&lang\\_sw=&no=1366449207&cp](http://ci.nii.ac.jp/els/110007058863.pdf?id=ART0008993791&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1366449207&cp) P9

2 中村健吾 「社会理論から見た『排除』－フランスにおける議論を中心に－」 P9

CREI Discussion Paper Series No.2 2006年12月5日

[www.econ.osaka-cu.ac.jp/CREI/discussion/2006/CREI\\_DP002.pdf](http://www.econ.osaka-cu.ac.jp/CREI/discussion/2006/CREI_DP002.pdf) 09/06/28

3 中村健吾 『欧州国家と近代国家の変容』 P327 昭和堂 2006年1月

4 都留民子 『フランスの貧困と社会保護』 P55 法律文化社 2005年9月20日

5 中村健吾 『欧州統合と近代国家の変容』 P320 昭和堂 2006年1月

6 中村健吾 「社会理論から見た『排除』－フランスにおける議論を中心に－」 P11

CREI Discussion Paper Series No.2 2006年12月5日

[www.econ.osaka-cu.ac.jp/CREI/discussion/2006/CREI\\_DP002.pdf](http://www.econ.osaka-cu.ac.jp/CREI/discussion/2006/CREI_DP002.pdf) 09/06/28

(European Commission 1992, p.8)

### ③ 社会的排除指標について

社会的排除の実態を捉える指標の開発は、EUのルール(OMC)に基づき現在進行中である。EUは社会政策改革のキー概念である新しい貧困「社会的排除」について、加盟各国の実態調査、その報告書の提出を要求し、その調査報告書をまとめて毎年12月に公表する形で評価をし、そして翌年の政策目標を掲げている。それぞれの主権国家は、その実情の中で報告の相互レビューによりベストプラクティスを学び、広める手段としている<sup>7</sup>。

なお日本の社会的排除指標は、先行するヨーロッパの指標を参考にして、安倍彩らの開発になるものがあり、それは7次元(1. 基本ニーズ、2. 物質的剥奪 3. 制度からの排除、4. 社会関係の欠如、5. 適切な住環境の欠如、6. 社会参加の欠如、7. 主観的貧困)50余の項目のデータを用いているが、排除ラインを設定するに当たっては、貧困ラインの手法に習って当初は低位10%から20%としている<sup>8</sup>。

### ④ ラーケン指標

EUにおいては「社会保護委員会傘下の指標分科会が検討を続け、2001年12月のラーケン(ブリュッセルの郊外)首脳会合で承認を受けた」のが通称「ラーケン指標」と呼ばれる指標群である。当初は「社会的排除の状況をもたらす最も重要な要素を示す高次の領域を表す主要指標10指標と他の問題を表すような二次指標8指標、合計18指標」が選ばれている。  
<http://www.hinkonstat.net/%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E6%AF%94%E8%BC%83/3-%E6%AC%A7%E5%B7%9E%E9%80%A3%E5%90%88-eu-2-%E3%81%A4%E3%81%A5%E3%81%8D/>

#### ラーケン指標 (2001年)

主要 指標 10指標	1.所得移転後の相対的貧困率、2.所得分布の不平等度(上位・下位20%比)、 3.相対的貧困継続率、4.貧困ギャップ、5.地域別雇用率の格差、6.長期失業率、 7/就業状態にある者が一人もいない世帯の者、8.早期退学者、9.平均余命、 10.健康自己評価
二次 指標 8指標	1.相対的貧困ライン前後での格差、2.現在に置き換えた相対的貧困率、 3.所得移転前の相対的貧困率、4.ジニ係数、5.相対的貧困継続率(50%基準)、 6.長期失業比率、7.超長期失業率、8.低学歴の者

(出典)European Commission, 'LAEKEN' INDICATORS- DETAILED CALCULATION  
METHODOLOGY -E2/IPSE/2003.

<sup>7</sup> 高橋義明 <http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/19889802.pdf>  
P2 2014/04/20

<sup>8</sup> 安倍 彩 <http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/18429204.pdf>  
P 8 2012/04/20

そして2009年には2001年作成の指標群は、社会保護・社会的包摂戦略のための指標として体系化され<sup>9</sup>、①包括指標 ②包摂関連指標 ③年金関連指標として3つに分類し直しされたが、包摂指標として以下の指標が指定された。2009年のラーケン指標は以下である。

### 主要指標

1. 相対的貧困率、2. 相対的貧困継続率 3. 貧困ギャップ 4. 長期失業率
5. 就業状態にあるものが一人もいない世帯の者 6. 早期退学者 7. 移民の雇用格差、
8. 剥奪指標 (以下の9 項目のうち3 項目の費用負担ができなかった世帯で生活している人口の割合)
  - 1) 予期しなかった出費、 2) 家から離れて年に1回休暇に出かける、
  - 3) 住宅ローンあるいは家賃、公共料金あるいは分割払い、
  - 4) 1日おきに肉または魚が付いた食事、5) 家での十分な暖 6) 洗濯機
  - 7) カラーテレビ 8) 電話 9) 自家用車
9. 住宅指標 10. 必要な診療サービスをうけられないと自己申告したものの割合
11. 子供の幸福度指標 (開発中)

### 二次指標

1. 相対的貧困率、2. 世帯類型別貧困リスク、3. 世帯の就業密度別貧困リスク、
4. 頻度の高い活動別貧困リスク、5. 住居所有別貧困リスク、
6. 相対的貧困ライン前後での格差、7. 低学歴の者、8. 識字力の弱い生徒、
9. 相対的剥奪の深度 10. 住居費 11. 過密度 (住宅状態)

これらの指標は、属性毎 (男女、年齢区分、貧困、非貧困、住宅所有形態別、世帯類型別) に集計されることができ、「所得、雇用、生活、住居、健康、教育と言った領域<sup>10</sup>」がカバーされている。ラーケン指標は、個人や世帯の実態をその社会の貧困リスクとの関連からとらえようとしており、「剥奪指標」を含みつつ、社会変化の動向の中で各世帯、個人の動向をとらえる方向、社会構造的視点による実態把握が求められていると言えよう。

EUの「社会的排除指標」は、社会を様々な角度 (相対的貧困、剥奪指標、貧困ギャップ等) で捉えた貧困率測定を内包して社会の低所得を含めた貧困の進行の度合いを把握し、同時にその社会全体の動きが及ぼす個人生活への影響を、多領域に渡る項目でひきだそうとする方向へ向かっているようである。この構成は排除する社会の側の状態、排除される者、個人や世帯の状態を、物質的剥奪を含めて多面的、力動的に影響し合う相互関係の中で把握しようとする構成といえよう。

—指標化の時代とOMC(The open method of coordination)に続く—

<sup>9</sup> 高橋義明 <http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/19889802.pdf>

P5-7 2014/04

<sup>10</sup> 同上